

2 就職差別につながるおそれがある14の項目

下記の事項について、エントリーシート・応募用紙に記載させたり、面接時に質問したりすることは、就職差別につながるおそれがあります。

(A) 本人に責任のない事項の把握

①本籍・出生地 ②家族 ③住宅状況 ④家庭環境等

(B) 本来自由であるべき事項の把握

⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦生活信条 ⑧尊敬する人物
⑨思想 ⑩社会運動 ⑪購読新聞等

(C) 採用選考の方法に関する事項

⑫身元調査
⑬厚生労働省履歴書様式例等に基づかない社用紙
⑭採用選考時の健康診断